

秋田県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県議会議長 渋谷正敏

### 秋田県議会議規則第一号

秋田県議会議規則の一部を改正する規則

秋田県議会議規則（昭和三十二年秋田県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。  
第百十四条第二項中「の翌日まで」を「から起算して三日以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。